令和２年度第３回大阪府環境審議会会議録

　　　　　開　催　日　　　令和３年１月２１日

　　　　　オンライン開催　※傍聴：咲洲庁舎４４階大会議室

令和２年度第３回大阪府環境審議会

令和３年１月２１日

司会（定課長補佐）　　定刻となりましたので、ただいまから令和２年度第３回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

　議事に入りますまでの司会は、環境農林水産部エネルギー政策課の定が務めさせていただきます。

　委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

　それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部環境政策監の金森から御挨拶申し上げます。

金森環境政策監　　大阪府環境農林水産部環境政策監の金森でございます。

　開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

　委員の皆様方には、コロナ禍による緊急事態宣言の期間の中、また御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素より環境行政をはじめ、府政の各般にわたり御支援と御協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

　さて、大阪府では、２０５０年の府域における二酸化炭素排出量実質ゼロ、また、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けて、取組みを進めているところです。

　このような長期的な目標の達成に向けて、関係分野における具体的な取組みを早期に、かつ計画的に実施するため、今年度は複数の環境計画の改定等を行う重要な１年であり、前回の審議会で環境総合計画、地球温暖化対策実行計画、海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について答申をいただいたところです。

　本日は、これまで各部会を中心に御審議いただいてまいりました循環型社会推進計画及び食品ロス削減推進計画について、その答申に向けた御審議をいただき、今後の施策のあり方などについて、御意見、御提案をいただければと存じます。

　また、昨年の１０月に菅首相が所信表明において、２０５０年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すと宣言するなど、温暖化対策のさらなる強化が求められ、国や経済界、企業における動きが加速しています。

　昨年１１月に本審議会からいただいた「今後の地球温暖化対策のあり方について」の答申においても、エネルギー・資源使用量の削減と単位エネルギー・資源量当たりのＣＯ２排出量の削減を同時に推進することが重要とし、各分野での一層の取組みを推進すべきとされておりますが、このうち、運輸部門の対策として、２０３０年に向けてゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進が重要とされていることから、本府としても、新たな取組みを早急に検討してまいりたいと考えております。

　そこで、本日は、ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について諮問をさせていただきたいと考えております。

　本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様方からの忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（定課長補佐）　　それでは、本日の会議の進行、資料などについて、御説明をさせていただきます。

　本日は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえまして、やむを得ない場合を除いてオンラインでの御出席をお願いさせていただきました。御協力ありがとうございました。

　本日は、咲洲庁舎側に委員１名、幹事１名が御出席いただいており、それ以外はオンラインでの御出席となってございます。

　資料の確認をさせていただきます。オンライン出席の委員の方には、昨日お送りしましたメールでお知らせをさせていただいておりますが、１月８日に送付をいたしました資料に加えまして、資料６－１「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方についての諮問」、それから、資料６－２「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進について」、これらの資料を追加してございます。

　それから、議事次第については、１月８日に送付をしましたものに１件審議事項を追加した修正版を昨日お送りしてございます。

　そのほかに、出席者一覧、大阪府環境審議会委員名簿、大阪府環境審議会条例をそれぞれお配りしてございます。

　資料の一覧は、直前にお送りしました議事次第の２ページ目にございます。本日の議事資料は、大阪府環境審議会のホームページでもこの午後２時より閲覧できるようになってございますので、そちらで確認をいただいても結構でございます。

　本日御出席の委員及び幹事の皆様については、お配りしております出席者一覧で御確認をいただければと思います。現時点で委員定数４３名のうち３４名※の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第５条第２項の規定によりまして本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

　本日はオンライン会議システムを使用しておりますので、オンラインで御出席の方は、通常は、ビデオは停止、マイクはミュートにしていただきまして、御発言のある際に、ビデオを開始していただきまして、会長から指名がありましてからミュートを解除して、御発言をいただきますようお願いいたします。

　発言が終わりましたら、ビデオはオフに、マイクはミュートに戻していただきますよう、お願いします。

　マイクがミュートに戻っていない場合は、ほかの人の発言のときに雑音が入る場合がございます。その場合には、ホスト側からミュートの操作をさせていただく場合がございますので、御了承ください。

　また、質疑の際は、事務局においても御発言の御意向のある方に漏れがないように確認を行うようにいたしますが、万一見落としがございましたら、大変申し訳ありませんけれども、ミュートを解除してお声がけをいただきましたら、指名がスムーズにできるかと思いますので、その場合には申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

　また、感染症予防対策としまして、咲洲庁舎側会場では手指消毒などに御配慮をお願いしてございます。御協力ありがとうございます。

　それでは、本日は、議事に入ります前に、諮問事項が１件ございます。資料６－１によりまして、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。環境政策監より諮問文を読み上げさせていただきますので、しばらくお待ちください。

金森環境政策監　　大阪府環境審議会会長　辰巳砂昌弘様。大阪府知事　吉村洋文。ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について（諮問）。

　標記について、貴審議会の意見を求めます。

　よろしくお願いいたします。

司会（定課長補佐）　　本日は、オンライン開催でございますので、諮問文の正本については会長のお手元にお届けをしてございます。

　諮問は以上でございますので、これ以降の議事につきましては、辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　会長の辰巳砂でございます。

　それでは、議事を進めさせていただきます。

　委員の皆様におかれましては、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

　本日の議題は、審議事項が３件と報告事項が２件ございます。

　それでは、先に審議事項から扱わせていただきます。

　１つ目の諮問事項、「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について」につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

奥田環境保全課長　　環境管理室環境保全課長の奥田と申します。座って説明をさせていただきます。

　それでは、資料６－１の裏面を御覧ください。

　昨年１１月に貴審議会からいただいた「今後の地球温暖化対策のあり方について」の答申では、２０５０年に大阪府域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、運輸部門の対策として、２０３０年に向けて、ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進が重要とされています。

　また、国においては、令和２年１２月２５日に、２０５０年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、遅くとも２０３０年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車１００％を実現するとされています。

　大阪府内では、ハイブリッド自動車を含む電動車の普及率は令和元年度末で約５４万台（約１５％）となっておりますが、このうち、ゼロエミッション車の普及率は約１万台（約０.３％）にとどまっていることから、より一層の普及促進を図るため、新たな取組みを早急に検討する必要があります。

　つきましては、ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

　次に、補足資料としまして、資料６－２を御覧ください。

　１つ目、府域の電動車の普及状況ですが、先ほど説明しましたように、右のグラフにありますように、ここ１０年で徐々に電動車の普及率は伸びてはおりますが、１５％にとどまっており、特にゼロエミッション車は０.３％にとどまっております。

　ゼロエミッション車を普及させるための課題ですが、導入コストの低減であったり、車種の拡充、充電・水素インフラの整備、それから電池性能の向上が求められております。

　次に、世界の主な動向でございます。

　イギリスにおきましては、２０３０年にガソリン及びディーゼル車の新車販売を禁止する、フランスにおきましては、２０４０年にガソリン及びディーゼル車の新車販売を禁止するとされております。

　また、中国におきましても、２０３５年をめどに、ガソリンエンジン車の新車販売を全てＨＶ以上の環境対応車、さらに、そのうちの５０％を新エネルギー車にするとされております。

　米国のカリフォルニア州でも、２０３５年までにガソリン車、これはＨＶも含みますが、新車の販売を禁止、カナダのケベック州におきましても、２０３５年までにガソリン車の新車販売を禁止するというような動向になっております。

　また、欧州のＣＯ２規制としまして、乗用車からの排出ＣＯ２について、２０２１年の目標値が１キロ当たり平均９５グラムとなっておりますが、これを徐々に段階的に引き上げまして、２０３０年には、それを３７.５％削減するということが定められております。

　次に、国内の主な動向ですが、政府は、さきの国会施政方針演説において、首相が２０３５年までに乗用車新車販売で電動車１００％を実現と表明されております。また、東京都も、昨年１２月の議会で、２０３０年までに都内で新車販売される乗用車を１００％非ガソリン化と表明されております。

　国内におきましては、省エネ法のトップランナー制度におきまして燃費基準が設定されておりまして、２０３０年度の燃費基準は、企業別平均燃費で２５.４ｋｍ／Ｌと、２０１６年の実績値から約３割という燃費の改善が求められております。

　最後に４番目として、自治体の主な制度について御説明いたします。

　販売実績の報告者制度として、京都市は、地球温暖化対策条例で販売事業者に対して、ゼロエミッション車またはエコカーの販売実績の報告を義務づけております。

　そのほか、新車販売時における環境情報の説明として、以下の道府県（北海道、埼玉県、千葉県、愛知県）におきまして、販売事業者に対して、購入者への環境情報の説明を義務づけており、特に４道県、北海道、埼玉県、千葉県、愛知県につきましては、知事が販売状況の報告を求めることができるという規定もございます。

　そのほか、駐車場における充電設備の整備としまして、京都府は、条例におきまして、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する者に対して、充電設備の整備ですとか、電気自動車を優先的に駐車するための区画の設置というのを努力義務として規定しております。

　また、神奈川県におきましても、駐車場所有者に対して電気自動車等が利用しやすい環境の整備を努力義務として規定をしております。

　以上のような背景をもちまして諮問させていただきました。よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございます。

　それでは、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示しください。

　特に御意見ございませんでしょうか。

　岡田先生、お願いいたします。

司会（定課長補佐）　　（岡田委員のマイク不調により、会議システムのチャットへの意見の記入が確認されたため）岡田委員のご意見のチャット表示がされました。こちらで読み上げさせていただきます。

　ＥＶ車の普及は必要と考えますが、ハイブリッド車を含めて、ハイブリッド車よりも燃費のよい軽自動車などが含まれないのは、いかがでしょうか。

奥田環境保全課長　　環境保全課の奥田と申します。

辰巳砂会長　　お願いします。

奥田環境保全課長　　軽自動車についてお尋ねだと思いますけれども、軽自動車につきましても、大阪の販売状況は、約３割弱、軽自動車が販売されています。そのため、やはり、自動車からのＣＯ２削減という意味で、軽自動車を除外することは難しいですので、軽自動車自体は燃費が良い車ではございますけれども、それについても何らかのＣＯ２の対策がさらに進むようにと考えております。

辰巳砂会長　　岡田先生、よろしいでしょうか。

ほかに特にございませんようでしたら、この案件は極めて専門的でもありますので、そういうこともございまして、大阪府環境審議会条例第６条第２項の規定によりまして設置する専門部会で審議していただいたらどうかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

（委員より異議なし）

　本件につきましては、既存の温暖化対策部会がございますので、この部会を活用するということにさせていただければと考えております。いかがでしょうか。もし御異論ございましたら、画面をオンにしてお示しいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

　（委員より異議なし）

特に御異論ないようですので、部会で諮問事項を御検討いただくということにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（定課長補佐）　　（岡田委員のマイク不調により、会議システムのチャットへの質問の記入が確認されたため）岡田先生から御質問でございます。読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

辰巳砂会長　　はい。

司会（定課長補佐）

　また、自家用車が対象となっていますが、ＣＯ２の多くは事業用のトラックなどが中心と思われます。トラックなどへの対応は考えておられますか、という御質問です。

辰巳砂会長　　事務局のほうから回答をお願いできますか。

奥田環境保全課長　　ＣＯ２の排出量につきましては、乗用車と、委員お示しのように貨物は、ほぼ半分半分の排出割合となっております。そのため、貨物系についても、できるだけ電動車の普及を図りたいということはございますけれども、現在、まだハイブリッドへの対応とか、あるいは電気自動車の対応が進んでいないということがありますので、この辺につきましては、市場へのそういった貨物車等への電動化といった点が普及してくるというような動向も見極めまして、この制度の検討の中で、あり方についても御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　岡田先生、質問に関しまして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

　では、続きまして、審議事項の２番の「循環型社会推進計画の策定について（答申）」について御審議をいただきたいと思います。

　本案は、循環型社会推進計画部会において御審議いただいたものでございます。

　それでは、福岡部会長のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

福岡委員　　福岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

　循環型社会推進計画部会から、循環型社会推進計画の策定についての検討結果を報告させていただきます。

　まず、資料１－１を御覧ください。

　本部会は、一昨年の１２月に知事から諮問がなされた後、昨年１２月まで計５回開催し、２０５０年の目指すべき循環型社会の将来像、次期計画の目標と取り組むべき施策などについて、専門委員４名を含めた８名の委員で検討しました。検討結果は、資料１－２のとおり、ちょっと分厚いですが、部会報告として取りまとめております。その概要を資料１－３にまとめておりますので、本日はこちらの資料で説明させていただきます。

　まず、１、計画の位置づけについてです。

　本計画は、廃棄物処理法で５年ごとに策定が義務づけられている都道府県廃棄物処理計画に該当します。また、循環型社会形成推進条例に基づいて、施策の基本方針及び府民・事業者・行政の各主体の行動指針を定めるものとなります。

　次に、２、現計画の目標達成状況についてです。

　現計画の目標年度は２０２０年度、つまり今年度ですので、目標達成状況は２０１９年度の実績で評価しました。現計画の目標ですが、国が定めた排出量、再生利用率いわゆるリサイクル率、最終処分量等で、家庭ごみやオフィスの紙ごみなどの一般廃棄物と、製造、建設、上下水道などの事業活動から排出される産業廃棄物のそれぞれの項目について目標値を設定していました。

　一般廃棄物の排出量などの値は、人口の増減の影響を大きく受けますが、減少すると想定していた人口が横ばいで推移しており、また、食品ロスや紙ごみの削減が計画策定時に想定したほどには進みませんでした。また、本来は産業廃棄物である事業系の廃プラスチックの混入も増えたため、一般廃棄物の全項目で目標を達成できない見込みとなっております。

　産業廃棄物については、２００８年のリーマンショック以降、排出量が増加傾向でしたが、排出抑制や再生利用の取組みにより、排出量と再生利用率については目標を達成できる見込みとなっております。ただし、最終処分量は、建設混合廃棄物の発生抑制が進まなかったことなどにより、目標を達成できない見込みとなっております。

　次に、３、めざすべき循環型社会の将来像についてです。概要の、今の資料１－３の左下の部分になります。

　２０５０年の将来像は、次期環境総合計画に係る環境審議会の答申内容を踏まえ、「大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会」としました。

　具体的には、３Ｒの取組みが一層進み、生じた廃棄物はほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用され、ＥＳＧ投資が一層進んでサーキュラーエコノミーに移行し、できるだけ少ない資源で最低限必要なものが生産され、府民が持続可能なライフスタイルを実践しており、プラスチックごみは１００％有効利用されて、海へ流出せず、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが達成されることとしています。

　次に、４、次期計画の計画期間と目標についてです。

　計画期間は、国が２０１８年に策定した第４次循環型社会形成推進基本計画と整合を図り、２０２１年度から２０２５年度の５年間とします。

　また、目標項目については、現行計画と同じく国が策定する一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの排出量等としますが、それに加えて、プラスチックごみについても府独自の目標を設定することが適当としました。

　一般廃棄物については、排出量と最終処分量は国の基本計画の２０２５年度目標と同じ考え方を取って、排出量を２７６万トン、最終処分量を３１万トンとしました。

　１人１日当たり生活系ごみ排出量は、排出量の目標値と人口予測値から算出し、国の目標値である１人１日当たり４４０グラムより少ない、１人１日当たり４００グラムに設定しております。

　再生利用率については、府の現状を踏まえ、資源物分別収集量の増加の取組効果を見込んで１７.７％に設定しております。

　産業廃棄物については、国の２０２５年度目標や、府の現状と新型コロナウイルスにより低下した産業活動の回復を考慮しています。一般廃棄物に混入しているオフィスなどから出る事業系廃プラスチック類が産業廃棄物として適正に処理されること、建設混合廃棄物の発生抑制やプラスチックの有効利用などの施策効果により、排出量を１,３６８万トン、再生利用率を３３.２％、最終処分量を３３万トンに設定しました。

　プラスチックごみについては、国が昨年に策定したプラスチック資源循環戦略の目標も踏まえて、目標項目や目標値を設定しました。国の戦略では、レジ袋、ペットボトル、プラスチック製容器包装などのワンウェイプラスチックを２０３０年までに２５％削減することを目標としていることから、一般廃棄物の容器包装プラスチックの排出量を２４万トンから２１万トンまで削減し、使用したものは、リサイクルを進めて、再生利用率を２７％から５０％まで上げていくこととしております。

　また、プラスチックは、容器包装以外に、日用品や衣類などの様々なものに使われており、国の戦略では、２０３５年までに熱利用も含めて使用済みプラスチックを１００％有効利用することを目標としています。そこで、全てのプラスチックごみの有効利用率を８８％から９４％まで増加させる目標値を提示しました。

　さらに、熱利用よりもケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルへと、より質の高いリサイクルをすることが重要ですので、燃やさずにリサイクルしていけるように、全てのプラスチックの焼却量を４８万トンから３６万トンまで削減することとしております。

　次に、２０２５年度の目標達成に向けた、５、取り組むべき施策についてです。

　まず、１のリデュース・リユースについて。

　一般廃棄物の生活系ごみの対策としては、ごみ処理の有料化が未実施の市町村に向けて実施を働きかけるほか、本日部会から報告があり、今年度末に策定予定と聞いております食品ロス削減推進計画に基づく食品ロス削減を推進する必要があります。

　また、事業系ごみの対策としては、資源化可能な紙ごみや、本来産業廃棄物であるにもかかわらず一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減を市町村や事業者に働きかける必要があります。

　産業廃棄物については、今後、解体による建設廃棄物の増加が見込まれていることなどにより、排出削減や分別等による再生利用の促進が必要となっている状況です。そのため、分別排出やリユース・リサイクルしやすい廃棄物の工法や、資材の検討、製造工程のＩｏＴ化などを普及促進し、事業者の産業廃棄物の排出を抑制する必要があります。

　次に、２、リサイクルについてです。

　一般廃棄物については、市町村に紙等の分別収集や集団回収の働きかけを行うとともに、市町村のルールに従った正しい分別排出の府民啓発などに一層取り組む必要があります。

　産業廃棄物については、建設リサイクル法などに基づく取組みで、建設廃棄物の再生利用は一定進んでいますが、建設混合廃棄物の排出量が減っておらず、再生利用も依然として低い状況です。そのため、工事現場における分別事例を情報提供し、分別排出の徹底を指導して、建設廃棄物の再資源化を促進する必要があります。

　次に、３、プラスチックごみ対策についてです。

　一般廃棄物については、飲食物や洗剤など日用品の容器として多くのワンウェイプラスチックが使用されていることから、マイ容器を使用できる店舗の情報発信を行うほか、市町村や事業者に対してプラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別リサイクルを働きかけるなど、府民啓発を一層行う必要があります。

　産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者において、プラスチック製品の原料として加工されていたり、燃料としてもリサイクルされていたりする現状です。

　プラスチックのリサイクルをさらに進めるため、排出者にマテリアルリサイクルなどを行う処理業者の情報を提供するなど、より質の高いリサイクルになるような取組みを促進していく必要があります。

　次に、４、適正処理について。

　一般廃棄物については、府がコーディネーターとなり、ごみ処理の広域化を促進する必要があり、産業廃棄物については、排出事業者や処理業者などへの指導や不適正処理の未然防止、早期発見をさらに進めていく必要があります。また、３Ｒの一層の推進により、最終処分量を最大限削減した上で、大阪湾フェニックス事業を進め、どうしても処理しなければならない廃棄物のために最終処分場を確保していくことも重要です。

　さらに、災害廃棄物における廃棄物処理に備えるために、市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、近隣自治体や、処理業者などとの相互支援体制も構築していく必要があります。

　なお、計画の策定に当たっては、食品ロス対策などの関連する府の行政計画や教育、福祉、商工、建設などの環境以外の分野とも連携して施策を講じることとしています。

　最後に、６、計画の進行管理についてです。

　計画を達成するには、府民、事業者、行政などのあらゆる主体の組織の情報を共有しつつ、協働しながら計画を推進する必要があります。そこで、排出量などの目標項目以外に、施策の進捗状況を把握できる進行管理指標も設定することが適当であるとしました。

　初めのほうに述べましたように、現行計画の一般廃棄物の目標が達成できなかった一因として、事業系ごみ排出量が削減できていなかったことがあります。そこで、目標項目である１人１日当たりの生活系ごみ排出量以外に、１人１日当たりの事業系ごみ排出量も把握し、現在の再生利用率に含まれていない事業系ごみの資源物も含めた再生利用率も進行管理指標の１つとして公表します。

　また、産業廃棄物については、大阪府は下水道汚泥の排出量が多いことから、脱水などによる減量化量を除いた再生利用率と最終処分率も進行管理指標にします。さらに、新たな目標であるプラスチックごみについては、容器包装プラスチック以外も含めた全てのプラスチックの排出量や、マテリアルリサイクルなど、より質の高いリサイクルの取組みを把握するために、単純焼却量や生活系焼却ごみのプラスチック混入率も進行管理指標として公表することとしました。

　以上、次期計画では、新たにプラスチックごみ対策を重点事項として掲げて、府独自の目標を設定し、さらなる３Ｒの推進と併せて、府民、事業者、市町村などのあらゆる主体と連携し、ＰＤＣＡ（プラン・ドゥー・チェック・アクション）をしっかりと回し、計画の進行管理を確実に実施していくことが適当と考えられます。詳しくは本編を御覧いただきますようにお願いいたします。

　以上が部会報告でございます。長くなりまして、すいませんでした。

辰巳砂会長　　どうも福岡先生、ありがとうございました。

　それでは、御質問等をお受けしたいと思いますけれども、あらかじめ委員のほうから書面で御質問、御意見をいただいておりますので、それを事務局から御紹介していただきたいと思います。事務局、お願いできますでしょうか。

司会（定課長補佐）　　高田委員より本件に関しまして３件御意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

　まず１点目です。紙の使用が減ることにより、リサイクル量が減っていることがマイナス評価になっていますが、評価方法に問題があります。ペーパーレスが進んでいることを評価すべきですので、評価方法の見直しが必要です。そして、まずは、この会議資料の郵送を減らしたらどうでしょう。

　２点目です。最終処分地がそろそろいっぱいになります。フェニックスの次の構想はあるのでしょうか。大阪湾をさらに埋め立てる計画ですか。

　３点目でございます。今回の資料は、非常によく分析されていて、すばらしく、行政の緻密な作業はさすがだと思います。しかし、日本人は、分析は得意だが、戦略を考えるのは下手だと言われるように、今後の計画が薄いです。分析で行き倒れず、分析から導かれる次の作戦に注力していただきたい。２０５０年までにＣＯ２ゼロ、脱プラスチックを成し遂げるなら、どうやってという各人の行動規範を考え、普及してください。個人の努力だけでなく、経済面からのアプローチが必須でしょう。

　以上でございます。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。ただいま３点、あらかじめいただいていた御意見、御質問ですけれども、これはお答えいただけますか。

柏木資源循環課長　　資源循環課長、柏木でございます。

　まず１点目、紙の使用量が減ることにより、リサイクル量が減っているということ、これは現状の計画の目標値でありますリサイクル率が達成できなかったという分析の中で、紙の使用量が減っていることを書いていただいておるわけで、今後、デジタル化の推進などによりペーパーレス化を一層進めて、紙の消費量を減らすというふうなことも御指摘をいただいておるところでございます。

　２点目の最終処分場でございます。近畿２府４県では内陸部に最終処分場を設けることが困難であることから、共同で大阪湾に最終処分場、フェニックス計画として実施をしているものでございまして、現在の２期処分場が令和１４年度に埋立てが終了するということでございますから、現在、次の第３期事業を検討中でございます。この貴重な大阪湾を使って最終処分場を造るわけでございますので、これをできるだけ長もちできるように、３Ｒをしっかり進めていく必要があるというふうに考えてございます。

　あと３点目でございます。今回の答申を受けて、どうしていくのかということでございますが、府としましては、この答申を受けて、しっかりと目標達成に向けて、府民、事業者、市町村と連携、協働して取組みを進めていくというような計画を策定してまいる所存でございます。

　以上でございます。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございました。

　この答申を受けてというのは、これからのことでございますので、ぜひ取組みをお願いしたいと思いますが。

　それでは、会場のほうといいますか、先ほどの御説明に対しまして、会場のほうから御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。ビデオをオンにしていただいて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

　事務局、特に御意見、出てないですね。

司会（定課長補佐）　　はい、こちらでも確認できません。

辰巳砂会長　　分かりました。先ほど御意見ございましたけれども、それは今後受け止めさせていただくということにさせていただいて、答申案につきましては、おおむね了解いただいたというふうに思いますので、本案のとおり、環境審議会の答申とさせていただくということでよろしいでしょうか。

　御異議がございましたら、画面をオンにして、お示ししていただければと思いますが。

（委員より異議なし）

　特に御異議がないようですので、本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

　それでは、次に移らせていただきます。

　次は、審議事項３でございまして、食品ロス削減推進計画のあり方についての答申案について、御審議いただきたいと思います。

　本案は、食品ロス削減推進計画部会において御審議いただいたものでございます。

　それでは、花田部会長のほうから御説明をお願いいたします。

花田委員　　食品ロス削減推進計画部会長の花田でございます。ただいまから御報告をさせていただきます。

　まず、資料の２－１を御覧ください。こちらにございますように、本食品ロス削減推進計画のあり方についての審議につきましては、昨年６月１０日に知事から諮問がございまして、これまで計３回の部会を開催し、３回目の１２月１８日の部会にて部会報告案を取りまとめたところでございます。

　部会報告の本体は資料２－２でございますが、部会報告は資料２－３の概要に従って御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　まず、審議の経過でございますが、食品ロスの削減は、ＳＤＧｓにも位置づけられている世界的にも大きな課題であります。このため、大阪府においても計画策定を進めることとし、今般、基本的な方向、計画の目標、基本的施策等について、部会において活発な議論を進めてまいりました。

　まず、１、食品ロス削減に向けた基本的な方向でございます。

　部会では、大阪府らしい計画にするためには、どのような方向にすればいいか、議論を進めてまいりました。大阪の食文化には、例えば塩サバを骨の髄まで利用した船場汁など、つつましくはあるものの、食材を驚くほど立派に生かし、味にもこだわり、工夫されたものがたくさんあります。

　また、現在も大阪には安くておいしいものが身近にあふれ、食材の質を見極め、よい食材を余すところなく使い切る始末の心が受け継がれています。

　そこで、これら”食”へのこだわりが大阪府の特徴であると認識し、食品ロス削減についても、府民の「もったいない」と「おいしさを追求する心」を大切にし、事業者、消費者、行政が一体となって、『“もったいないやん！”食の都大阪でおいしく食べきろう』を基本的な方向とし、計画の一番初めに示すことといたしました。

　次に、２、計画の基本的事項でございます。

　まず、計画の位置づけですが、本計画は、食品ロス削減の推進に関する法律の第１２条の規定に基づく都道府県計画として策定いたします。また、本計画は、大阪府循環型社会推進計画との調和を図り、大阪府環境総合計画の考え方を踏まえたものといたします。先ほどの御報告にもございましたように、循環型社会推進計画との調和を図るということにいたしました。

　計画期間につきましては、国の基本方針及びＳＤＧｓのゴールを踏まえまして、２０２１年度から２０３０年度までの１０年計画としており、計画の中間年の２０２５年度をめどに見直しを検討することとしております。

　計画の実施主体は、府、市町村、事業者、消費者となりますが、連携・協働して取組みを進めていくとお示ししています。

　３、食品ロスの現状でございます。

　まず、食品ロス量について、国は、２０１７年度の推計値で年間６１２万トン、そのうち事業系３２８万トン、家庭系２８４万トン、大阪府の食品ロス量につきましては、今年度実施した大阪府食品ロス発生動向等解析調査結果から、２０１９年度推計で年間４３.１万トン、事業系２２.３万トン、家庭系２０.８万トンでございます。

　続きまして、食品ロス削減に取り組む府民の割合についてでございますが、全国の数字は平成３０年度消費者の意識に関する調査、大阪府の数字は令和２年度食品ロス削減に係る府民の意識調査にそれぞれ基づいております。

　表の１つ目、食品ロス削減の取組みを複数、２項目以上ということですが、複数行う人の割合、これが４の将来目標につながる数値となります。国の調査結果ではこの数字が示されておりませんが、大阪府の意識調査では８１.９％の方が複数行っていらっしゃるという結果でした。

　表の２つ目、食品ロス削減の何らかの取組みを行う人については、全国は８５％、大阪府は９３.８％、また、取り組んでいることとしては、全国、大阪府ともに１位は残さずに食べる、２位は冷凍保存を活用する、全国の３位は料理を作り過ぎない、大阪府の３位は賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断するでした。

　なお、食品ロス問題を認知している人の割合は、国は７４.５％、大阪府では８６.３％でした。

　この食品ロスの現状を踏まえ、４の将来目標の設定について議論を進めてまいりました。

　４、将来目標について。

　まず、食品ロスにつきましては、国の基本方針を踏まえ、事業系、家庭系ともに、２０００年度比で２０３０年度までに半減を目指すことといたしました。

　次に、食品ロス削減に取り組む府民の割合でございますが、３の食品ロスの現状で御説明したとおり、大阪府が令和２年度に実施した食品ロス削減に係る府民の意識調査によりますと、食品ロスを減らすために１つでも行動している人は、府民の全体で９３.８％という結果でありました。

　また、大阪府民は食品ロス問題を認知している割合が既に８０％を超えている結果も出たことから、部会で議論を進めた結果、府民の食品ロス問題の認知度向上についてもしっかり進めますが、将来目標としましては、食品ロス削減の取組みについて、取組みの実施回数や内容を充実させるよう設定するべきであるという結論に至りました。

　このため、令和２年度時点で食品ロス削減のために複数、２項目以上、取組みを行っている大阪府民は８１.９％であった結果を踏まえまして、２０３０年度までに食品ロス削減のため複数、２項目以上の取組みを行う府民の割合を９０％とすることを、食品ロス削減に取り組む府民の割合についての将来目標としてお示しいたします。

　なお、補足でございますが、大阪府民は、食品ロス削減の取組みや認知が全国より上回っている結果がございますが、大阪府が実施した食品ロス削減に係る府民の意識調査は、令和２年１２月、つい先月でございますが、令和２年１２月に実施しており、食品ロス削減推進法の施行により、食品ロス問題の認知が一定進むとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化を受けての結果であることを認識しておく必要があるということも、本文には記載をしてございますので、申し添えます。

　５、食品の削減に向けた施策の推進でございます。

　大阪府では、これまでも事業者向けには、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の創設、食品製造事業者を対象にしたアドバイザー派遣の実施、フードバンクガイドラインの作成、飲食店における食べきりモデル実証実験の実施など、また、消費者向けには、家庭の食品ロス実態調査に基づくリーフレット「今日からはじめる冷蔵庫革命」の作成や、１０月の食品ロス削減月間における啓発活動などを進めてきておりました。

　今後、大阪府が進める基本的施策につきましても、これまでの取組みを土台に、事業者向け、消費者向けに取組みを進めていくこととしております。

　具体的には大阪府が進める基本的施策に記載しているとおりでございますが、事業者においては、流通の各団体の施策を具体化する取組みを展開するため、消費者においては、事業者とのコミュニケーションを図り、食品ロス削減に関する認知度向上や行動変化を促すため、食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食事業者、消費者、行政等によるネットワーク懇話会などの検討の場を設置し、取組みを推進していくことをお示ししております。

　また、学校現場や大学との連携により、食育や大学での研究などにつながり、幅広い取組みを推進することが必要であると記載しております。

　次に、各主体の役割でございます。

　各主体の役割については、国の基本方針を踏まえ、事業者、消費者が果たすべき役割についてお示ししております。この役割に記載しております賞味期限の延長や納品期限の緩和や適正発注などの商慣習の見直し、３分の１ルールなどの見直し、食べきり・持ち帰りの推進などは、流通の各段階及び消費者も一緒になって取り組んでいくべき内容でありますので、先ほど御説明いたしました流通全体及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会などのつながりにより実現できる取組みであると認識しております。

　最後に、７、計画の効果的な推進でございます。

　先ほど５、６で御説明いたしましたネットワーク懇話会等により、計画を推進していくことをお示ししています。また、庁内の他部局との連携や市町村との連携により、オール大阪で取組みを進めていくべきと記載しております。

　また、ネットワーク懇話会等では進捗管理も行っていきます。進捗管理においては、取組状況の把握や成果の検証を進めるとともに、計画の中間年である２０２５年度をめどに、この年は万博開催もございますけれども、この２０２５年度をめどに、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を見極め、見直しを検討する必要があるということも記載してございます。

　以上で、部会報告の御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。お聞き苦しくて申し訳ありませんでした。

辰巳砂会長　　どうも、花田先生、ありがとうございました。

　それでは、質疑等に移りたいと思いますけれども、こちらのほうもあらかじめ委員から書面で御意見等をいただいておりますので、事務局のほうから御紹介、お願いしたいと思います。

司会（定課長補佐）　　高田委員から本件に関しまして、１点御意見をいただいております。

　食品ロスを各家庭で減らすことは、ダイエットと同じく難しいでしょう。誰も無駄な買物をしたくてやっているわけではないので。むしろ、事業所、販売所の３分の１ルールや、少し売れ残るのが最ももうかる仕組みを見直すべきだと思います。各家庭への取組みは、呼びかけだけでなく、レジ袋有料化のように、金が動く仕組みが必要です。

　以上です。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございました。

　ただいまの御意見ですけれども、何か会場のほうから、これに関連してございますでしょうか。

岸流通対策室課長　　事務局のほうからお答えをさせていただきます。流通対策室課長の岸でございます。よろしくお願いします。

辰巳砂会長　　では、説明をお願いします。

岸流通対策室課長　　今、委員から、府民が食品ロス削減のためのもう一段の取組みを行うことは厳しいものがあるのではいかとの御指摘をいただいたところです。資料４の将来目標、事業系、家庭系において、2019年の食品ロス量の推計というものをお示しさせてもらっております。事業系においては２２.３万ｔ/年、家庭系においても２０.８万ｔ/年発生しており、家庭における食品ロス発生量というのも大きな割合を占めております。御家庭においても、これまで取組みをいただいており、２０００年度では３２.２万ｔ/年だったものが２０１９年度で２０.８万ｔ/年というように大きく削減されておりますが、２０００年度比で２０３０年度に半減という目標から鑑みますと、もう１段の御協力、取組みをお願いしたいと考えております。

　今回、御審議いただいております食品ロス削減計画におきましては、様々な関係者が食品ロス削減のためできることに取り組んでいくことを基本理念としており、府民の方々におかれましても、御協力のほうをいただければと考えております。

　また、３分の１ルール、これもしっかりと取り組んでいくべきことと考えておりますが、一方、家庭において食品ロスが発生しているということは、見方によればもったいないことが出ている、金銭的にも損をしているというような観点もございます。

　スローガンの中でも、”もったいないやん”というようなことをつけてもらっておりますけども、このような観点、食品ロスを出すということは金銭的にも損をしている、というようなこともしっかりとお伝えすることにより、この計画を推進していければと考えております。

　以上です。

辰巳砂会長　　ありがとうございました。

花田委員　　会長、よろしいでしょうか。

辰巳砂会長　　お願いします。花田先生。

花田委員　　部会でもいろいろな立場の方々が御一緒で話合いを進めてまいりました。これからネットワーク懇話会が設置されて進めていくということを考えているわけですけれども、今回の部会でもいろいろな御意見をいただいて、随分お互いに理解が進むというところがございました。委員御指摘のところは本当に重要だと思いますので、それぞれの立場でやるということも大切ですが、連携をして進めていくということもすごくこの食品ロスでは大切かなと思いますので、そのように進めていく方向でお示ししたというところでございます。

　以上でございます。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございます。今、部会長のお話は、答申そのものを少しそういうものを盛り込むという意味でしょうか、そうではなくて。

花田委員　　いえ、答申に盛り込んであるという御説明をさせて頂きました。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　そうしましたら、花田部会長からの御説明に対しまして、会場といいますか、皆様方のほうから御質問、御意見ございますでしょうか。ビデオをオンにして御発言いただければと思います。

角谷委員のほうから、お願いします。

角谷委員　　お疲れさまです。説明ありがとうございました。

　私は、１点、この食品ロスについてお尋ねですが、特にこれ１０年計画ということで、２０２５年の振り返りということになろうかと思います。そのときに、やはり万博というのもありますし、また、ＳＤＧｓということに一番念頭に掲げられておりますように、特に小・中学校の給食の食べ残し、この問題について、今回、教育庁の方もこの会議に入っておられるので、これは、もったいないというのは、やはり家庭でのもったいないもそうですけど、学校のもったいない、無理して食べさせるということを目的にしているわけじゃなくて、環境省も平成２７年から各学校の食べ残しゼロへの取組みというのをやっているんですけども、大阪は残念ながらまだモデル事業になっていないということを聞いています。特に食の大阪ですからこそ、若い世代の人たちに、そういう食べ物を無駄にしないというところをどのように理解して、取り組んでいただけるのかというのは、重要じゃないのかなというふうに思います。また、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

花田委員　　はい、ありがとうございました。部会の中にも、学校給食と、それから社員食堂、こういったところで食品ロスを呼びかけながら、啓発をしながら減らしていくというお話が出ました。それで、部会報告の５の（２）というところで、大学との連携というのがあります。そこで社食や学校給食における取組みという点に少し触れさせていただきましたが、今、委員御指摘のことは本当に大切で、例えば小学校などでも、自分たちが育てたものを食べると、全く食べ残しがないというようなこともお聞きしております。そういった教育現場での取組みということがとても効果があると思いますし、それをお子さんが御家庭に持って帰っていらっしゃって、親御さんとか、あるいは、おじいさま、おばあさまとかと一緒にというと、そこでまた広がりがあると思いますので、本当に大切なことだと思いますので、これから、そのあり方の中にも触れているように進めていけたらいいなと思います。御指摘ありがとうございました。

角谷委員　　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　　はい、ありがとうございます。そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

　先ほど非常に重要な学校等での話も出ましたけれども、そういったことは計画のところでぜひ実現していただきたいなと思います。

　特にほかに御意見ございませんようでしたら、本答申案につきましてはおおむね了解していただいたというふうに考えますが、環境審議会の答申としてよろしいでしょうか。御異議がございましたら、画面をオンにしてお示しいただければと思いますが。

（委員より異議なし）

　ございませんようですので、御異議なしということで、本案を審議会の答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。

花田委員　　どうもありがとうございました。

辰巳砂会長　　花田先生、ありがとうございました。

花田委員　　ありがとうございました。

辰巳砂会長　　では、これで審議事項のほうが終わりまして、報告事項のほうに進みたいと思います。

　本日は報告事項が２件でございます。

　まずは、報告事項の１番としまして、建築物の環境配慮のあり方についてということで、今回は中間報告ということになります。

　それでは、下田部会長のほうから御報告をよろしくお願いいたします。

下田委員　　温暖化対策部会部会長の下田でございます。報告事項１番の建築物の環境配慮のあり方について、中間報告をさせていただきます。

資料上段のⅠ、審議経過をまず御覧ください。

　昨年６月の環境審議会に知事から諮問がありまして、この件について議論をする温暖化対策部会を昨年６月２７日、９月１５日、１０月２８日と３回行いまして、論点の整理や方向性などについて議論を行いました。

　次に、下に参りまして、左側、Ⅱ、国や大阪府を取り巻く状況についてのところを御覧ください。

　まず上段、国の動きですが、パリ協定の採択を踏まえた温室効果ガス削減目標として、２０３０年度に２６％削減というのを挙げております。それから建築物省エネ法が２０１５年、地球温暖化対策計画が２０１６年に策定されておりまして、また、２０１８年にはエネルギー基本計画が策定されております。

　建築物省エネ法が２０１９年５月に公布をされておりまして、ここの下に書いてあることについては、また後で戻ってきて説明をさせていただきます。

　この諮問をいただいた後に、１０月ですけれども、菅首相が２０５０年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロということを言われておりまして、それから、これは後で説明あるようですけれども、先月には府市エネルギー政策審議会のところで、その答申として、やはりエネルギー効率の向上ということをうたっているわけでございます。そういう意味で、最近、非常に重要になってきているテーマでございます。

　下段に移りまして、大阪府のこれまでの取組みといたしまして記載をしております。大阪府地球温暖化対策実行計画の次期計画を令和２年度末策定予定ということで、審議会としての答申は前回行っているところでございます。

　それから、大阪府温暖化の防止等に関する条例ということで、その中の主な取組みを１番から５番まで書いておりますけれども、その中の１番、建築物環境計画書の届出を、５,０００平米以上であったものが２,０００平米以上の住宅物を対象に義務化をしております。

　それから、条例で定める基準への適合ということで、２,０００平米以上の非住宅について、外皮の省エネ基準への適合を義務化しております。国の基準では、いろんな対策の組合せで、とにかく１次エネルギー消費量の計算結果が基準を上回ればいいということですけれども、外皮については、これは一度建ててしまうと、その後、改修が難しいということから、外皮を大阪府の条例では義務化をしているというところでございます。

　それから、１万平米以上、高さ６０m2超の住宅については、外皮と１次エネルギー消費量の省エネ基準の適合を義務化ということにしております。

　これらの国に対する上乗せ基準というのは、大阪府、市が他府県に先駆けて進められている、非常に画期的な条例であるというふうに認識をしております。

　それから３番目として、販売等の広告や工事現場への建築物環境性能表示、それから、再生可能エネルギー利用設備の導入の検討、それから建築物の顕彰制度、こういうものを記載しております。

　なお、大阪市も同様の条例を有しております。

　次に右側、Ⅲ、論点と方向性についてのところを御覧ください。

　まず１、論点の整理のところの論点の１、目指すべき方向性では、２０５０年脱炭素社会を見据えて、２０３０年に向けた基本的な考え方、非住宅の環境配慮について、また、住宅の環境配慮についての３点を記載しております。

　論点の２、具体的施策では、条例による規制、それから啓発について記載をしております。

　論点の３、その他有効な施策では、建築物の省エネに関して有効な施策ということで記載してございます。

　右側の２番、方向性を御覧ください。

　まず、目指すべき方向性としては、２０５０年脱炭素社会を見据え、２０３０年に向けた基本的な考え方としておりまして、全国に先駆けた建築物の環境配慮に関する条例の先進性を継続する。それから、国で今よく言われていることですけれども、環境規制というのが経済の制約ではなくて、経済と環境の好循環を生み出すことが重要であると。それから、建築は、寿命が長くて、今後新築される建築はほとんど２０５０年まで残っているというふうに考えられますので、この２０５０年以降残すべき良質な住宅、建築物のビジョンをもって、新築、既存ともにできるだけ早期に対策を講じるということ。それから、府民、事業者への啓発を行うとともに、規制については、タイミングを見極めた上で実施するということを記載しております。

　非住宅に対する環境配慮ということでは、普及啓発や改正建築物省エネ法を踏まえた非住宅に対する規制を記載しております。

　それから、住宅に対する環境配慮では、普及啓発や住宅に対する府独自の規制について記載しております。

　それから、その次のところ、具体的施策（継続審議）と書いてあるところでありますけれども、まず条例による規制ということで、３点記載しております。

　非住宅は、法規制による対象及び範囲拡大。これ、注１としておりますけれども、これは、注１で、今度、建築物省エネ法の改正によって、法律に基づく条例で省エネ基準に必要な事項を付加できるということで、いわゆる建築確認申請と連動できると。これまでは条例による義務でありますけれども、必ずしも建築の確認申請のときにそれがないから止めるということはできなかったわけですけれども、そういうことができるようになるということでございます。

　それをどこに入れるかというのが注２としておりまして、その下にある表のところですね。注２で囲われている２,０００平米以上の非住宅建築の外皮基準、これを建築の確認申請と連動させるかどうかということでございます。

　それから、その次、府独自規制による対象及び範囲拡大ということで、これは注３ということで、先ほどの左側の表のところの、住宅の１万平米以上、高さ６０メーター超のところの規制をしているわけですけれども、これを拡大するかということですね。その議論が論点の２つ目でございます。

　それから、３つ目が、ＺＥＢ化、ＺＥＨ化を見据えた再生可能エネルギー利用設備の導入義務化ということでございます。

　府民・事業者への啓発が次にございます。ここは、省エネ住宅の価値の理解や費用対効果、断熱性向上と健康の関係、法による建築士の建築主への説明義務時の追加説明などを記載しております。

　例えば断熱性向上と健康の関係に関しては、最近、断熱性のいい建物と悪い建物で、実際に循環器病等の影響が出ているということが学術的に明らかになってきておりまして、そういうことをアピールする必要があるだろうということでございます。

　これらについては、引き続き部会議で審議ということで、ここまでは、この規制に関しては先ほど申し上げましたようにタイミングを見てということですけれども、この啓発に関しては、ぜひ先行して、前向きに取り組んでいこうというような意見が多数になっている状況でございます。

　そのほか、有効な施策というのは一番下に書いてございますけれども、ここは再生可能エネルギー利用設備促進としまして、国の２０３０年新築建築物・住宅のＺＥＢ化、ＺＥＨ化に向けた取組みを記載しております。これについても引き続き部会で審議をいたします。

　今後の予定でございますが、一番下のところにございます。本日の中間報告以降、部会で議論を深め、答申案を取りまとめて、今年６月に環境審議会の答申として取りまとめていただく予定でございます。

　以上でございます。ありがとうございました。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございました。

　それでは、ただいまの御報告、御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。ビデオをオンにしていただいて御発言いただければと思います。特に御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（委員より質問なし）

　御質問、御発言ないようですので、この件は以上とさせていただきます。下田先生、どうもありがとうございました。

下田委員　　ありがとうございました。

辰巳砂会長　　それでは、続きまして報告事項の２番の基金活用事業の審査結果等について、増田部会長から御報告をお願いいたします。

増田委員　　それでは、環境・みどり活動促進部会の部会長を仰せつかっています府立大学の増田から報告をさせていただきたいと思います。資料４を御覧いただければと思います。

　当部会での審議、審査につきましては、大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議といたしております。

　これまで、令和２年度におきましては、３回、部会を開催しておりますけれども、第１回の内容につきましては既に報告しております。したがいまして、今回はお手元の資料にございます１、開催状況に記載されている内容と、２、おおさか優良緑化賞の選考について、これに基づいて御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

　なお、第２回目に「おおさか環境賞の選考について」が議題として上がっておりますけれども、これは既に各委員の皆さんには報告済みですので、今日は省かせていただきたいと思います。

　開催状況の第２部のところを御確認いただければと思います。大阪府環境保全基金並びに大阪府みどり基金の令和３年度の活用事業の審議結果について、報告したいと思います。

　大阪府環境保全基金の活用事業につきましては、環境活動を担う人材の育成や協働による環境活動の促進、暮らしやすく快適な都市環境の創造に関わる事業について審議し、適当と判断いたしました。

　続いて、大阪府みどりの基金の活用事業についてですが、民間主体の都市緑化の推進を図るため、地域住民等の緑化活動への支援を中心とした事業について審議し、適当と判断いたしました。

　次に、資料４の２、おおさか優良緑化賞の選考結果について御報告させていただきたいと思います。おおさか優良緑化賞は、大阪府自然環境保全条例等に基づいてなされた建築物の敷地緑化のうち、都市環境の改善に貢献する緑化や建築物敷地内の魅力向上に資する緑化、新たな緑化手法のモデルとなる緑化など、優れた取組みに対して顕彰を行うものです。

　今回４件の応募がございましたけれども、選考の結果、パークナード新梅田アーバンパレス、ブランズタワー梅田Ｎｏｒｔｈ、ローレルスクエア健都ザ・レジデンス、ファインシティ千里津雲台の４件全て非常に優良な物件であったものですから、４件とも大阪府知事賞にふさわしいということで認めました。

　また、この４件のうち、特に生物多様性に配慮している物件といたしましては、ローレルスクエア健都ザ・レジデンスとファインシティ千里津雲台の２件を生物多様性賞にふさわしいというふうに認めました。

　以上、資料４に基づきまして、環境・みどり活動促進部会での基金活用事業の審査結果等の報告でございました。

　以上でございます。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございました。

　ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。御質問ありましたら、画面をオンにして御発言いただければと思います。特にございませんでしょうか。

（委員より質問なし）

　事務局、何か確認ないでしょうか。特に発言ないですね。

司会（定課長補佐）　　はい、こちらでも確認できません。

辰巳砂会長　　ありがとうございました。御発言ないようですので、以上とさせていただきます。増田先生、どうもありがとうございました。

増田委員　　どうもありがとうございました。

辰巳砂会長　　それでは、報告事項につきましては、以上となります。

　続きまして、その他に移らせていただきます。

　大阪府市エネルギー政策審議会における審議結果についてということにつきまして、事務局から報告をお願いいたします。

長町エネルギー政策課長　　大阪府エネルギー政策課長の長町でございます。着座について御説明をさせていただきます。

　それでは、私のほうから、大阪府市エネルギー政策審議会における審議結果につきまして、御報告をさせていただきます。お手元、資料の５を御覧ください。

　大阪府市エネルギー政策審議会につきましては、令和元年度第２回の本審議会において御報告いたしましたとおり、今後の大阪府、大阪市によるエネルギー政策のあり方につきまして御審議いただくため、一昨年、令和元年１２月に府市共同の附属機関として新たに設置したものでございます。

　資料左上の委員名簿にありますように、本審議会の委員でもあられます大阪大学下田先生や関西学院大学阪先生をはじめ、計８名の学識経験者、有識者の方々に委員として御参画いただきました。

　昨年、令和２年１月に大阪府知事及び大阪市長より諮問いたしまして、これまで全５回の審議会開催を経て、このたび、昨年、令和２年１２月２８日付けで答申を取りまとめていただいたところです。

　エネルギー関連の具体的な施策の方向性につきましては、地球温暖化対策と関連する部分もありますことから、本日は、その答申の概要を報告させていただきます。

資料左側の黒四角、「今後の大阪府・大阪市によるエネルギー政策のあり方について」の下の四角囲みを御覧ください。

　本答申は、その下のⅠの部分にも記載されています府市によるエネルギー政策の基本的な考え方を踏まえ、２０２５年大阪・関西万博の開催地として、また、ＳＤＧｓ先進都市を目指す大阪として、引き続き府市が一体となって、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組みを進めていくため、２０３０年度までに府市が実施すべき中長期的なエネルギー政策のあり方について御検討いただいた結果を取りまとめていただいたものです。

　資料一番上の表題の右側にありますように、答申には、「大阪が先導する脱炭素化時代のエネルギー社会～地域の社会変革で豊かな暮らしと競争力向上を実現～」とのタイトルをつけていただきました。

　ここにも表れていますとおり、審議会における御議論は、脱炭素化に向けた社会の大きな変化を色濃く反映したものとなりました。資料左側のⅡの部分では、現行プランの進捗状況とエネルギーを取り巻く近年の国内外の動向について、整理していただきました。

　これらを踏まえ、資料右側のⅢの部分で、今後の取組みの方向性をまとめていただきました。右側のイメージ図は、府民や事業者の皆さんとも新たなエネルギー社会の将来像を分かりやすく共有するためということで、作成いただいたものです。このイメージ図で表されるような「環境にやさしく、災害に強いスマートエネルギー都市」の実現を目指していくため、今後の取組みの方向性として、例えば、エネルギーの大消費地である大阪の特性を踏まえ、引き続きエネルギーの「地産地消」を推進するとともに、広域的な再生可能エネルギーの調達を促進すべきであること、社会・都市全体での熱も含めたエネルギー効率の向上を推進すべきであること、また、２０２５年大阪・関西万博の活用も意識しつつ、エネルギー関連産業を振興するとともに、大阪におけるあらゆる分野の企業の持続的成長を支援すべきであること、そして、コロナ禍により生じる社会変革を契機として、グリーンリカバリーの考え方も取り入れつつ、取組みを加速度的に推進すべきであることなどを挙げていただきました。

　これらの方向性の下、資料右側のⅣの部分にありますように、４つの対策の柱を新たに掲げ、それぞれ取組方針を示していただきました。

　まず、１つ目が再生可能エネルギーの普及拡大です。これまでどおり府域における太陽光発電の普及促進を１つの軸としつつ、新たな軸として再生可能エネルギーの需要の創出という方針を打ち出していただきました。

　２つ目がエネルギー効率の向上です。省エネルギー機器・設備の導入に加えて、建築物・住宅の省エネルギー化や、エネルギーの面的利用の促進などにより、都市全体としての効率を上げるという方針を明示していただきました。

　３つ目がレジリエンスと電力需給調整力の強化です。太陽光発電や蓄電池をはじめとした自立・分散型エネルギーシステムの普及促進を通じて、災害に強い都市を目指すなどの方針を新たに示していただきました。

　４つ目がエネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長です。蓄電池や水素・燃料電池といった新エネルギー産業の振興のみならず、あらゆる分野の企業による脱炭素化に向けた取組みを支援するという方針を新たに示していただきました。

　こうした取組方針の下、資料右側のⅤの部分にありますように、大阪ならではのエネルギー政策の推進に向けて、再生可能エネルギー利用率を倍増することや、大阪の成長につながるエネルギー効率の向上を実現することなど、大阪にふさわしい新たな目標を設定すべきとの考え方を示していただきました。

　また、施策・事業の効果的な推進に向けては、右下のイメージ図にも表されているように、関係者としっかり連携しながら、着実に施策を推進していくことが必要であるとの御意見をいただきました。

　今後、本答申を踏まえまして、府市で新たなプランの案を作成し、府民の皆様の御意見などもお聴きした上で、３月末をめどに新たなプランを策定する予定でございます。

　御説明は以上です。

辰巳砂会長　　どうもありがとうございました。

　それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。ございましたら、画面をオンにして御発言ください。特にございませんでしょうか。

（委員より質問なし）

　事務局、特にそちらのほうには、質問者の情報はありませんでしょうか。

司会（定課長補佐）　　はい、こちらでもございません。

辰巳砂会長　　分かりました。

　それでは、御発言がないようですので、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

長町エネルギー政策課長　　ありがとうございました。

辰巳砂会長　　これで、用意していた議題は以上ですけれども、ほかに全体を通して、で結構でございますが、何か皆様方のほうから発言ございますでしょうか。　　　　　　　　　　（委員より発言なし）

　それでは、事務局のほうから、今後の予定などございましたらお願いいたします。

司会（定課長補佐）　　次回、環境審議会の開催予定時期でございますけども、６月頃を想定してございます。

　それから、先ほど委員からの御意見で、会議のペーパーレスをもっと進めていくべきといった御意見がございました。事務局でも今後しっかり取り組んでまいりたいと考えてございますので、委員の皆様には御協力をよろしくお願い申し上げます。

　以上です。

辰巳砂会長　　ありがとうございます。

　次回、６月頃の想定ということでございますけれども、日程調整の上で御連絡したいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

　以上で本日の議事は全て終了となります。皆様、長時間にわたりまして議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

　それでは、進行のほうを事務局にお返しいたします。

司会（定課長補佐）　　ありがとうございました。本日予定をしておりました議事は、以上でございます。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

※審議時における委員出席者数35名　　　　──　了　──